

2023年10月から段階的に導入される、消費税の適格請求書等保存方式(インボイス制度)について、対応すべき事項等について説明します。

● インボイス制度への対応

内容	対応事項等
登録申請	2023年3月末までに申請 関与先様においては、法人の場合は2021年10月以降の決算終了後、個人事業の場合は2021年分確定申告終了後、当事務所にて順次、電子申請させていただきます
請求書等の対応	2023年10月以降の請求書等には、登録番号・消費税額等の記載が必要となりますので、請求システム・レジ等の変更が必要となります。不動産賃貸などの都度の請求書が発行されない場合は、契約書に登録番号・消費税額等を記載すればOKです。導入前の契約等については、別途、登録番号・消費税額等を通知すればよいとされています。
支払先の登録状況を確認	2022年10月～2023年初頃を目安に、支払先の登録状況・意向を確認することがお勧めです。 なお、免税事業者(年間課税売上高1,000万円以下)と思われる支払先は、早めに確認することもよいと思います。
免税事業者の登録	免税事業者であっても登録申請をすれば、2023年10月以降は課税事業者となるため、消費税の申告・納税が必要となります。 支払先に依頼する場合は、↓の簡易課税選択の検討もお勧めです。
簡易課税選択の検討	年間課税売上高5,000万円以下であれば、課税売上高の一定率(業種により1～6%)を納税する「簡易課税」が選択可能です。 一人親方やフリーランス等、原価の発生が少ない事業者は、納税額が有利になる場合がありますので、あわせて検討が必要です

【夏季休業のお知らせ】

8月13日(土)～15日(月)は夏季休業させていただきます。お盆明けは8月16日(火)から営業予定です。ご迷惑をおかけしますが、あらかじめご了承下さい。

■ 税務カレンダー

	内容	備考
8月	個人事業税納付(第1期) 個人住民税納付(第2期)	
9月	—	

- (注) 法人税の確定申告期限は、決算日より2ヶ月以内
 個人所得税の確定申告・贈与税申告は翌年3月15日
 源泉所得税の納付期限は、翌月10日(納期特例は上期7月10日、下期1月20日)。
 住民税納付(普通徴収)については、上記と異なる地域があります。